

## 関東学院大学における競争的資金等（公募型研究資金）の運営・管理に関する行動規範

〔 2015年 2月19日 〕  
学 長 決 定

本学は、関東学院大学研究倫理規準及び関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程（以下「競争的資金等の運営・管理に関する規程」という。）第12条に基づき、本学における競争的資金等（公募型研究資金）（以下「研究資金」という。）の運営・管理に関わる教職員等の行動規範を次のように定める。

1. 教職員等は、研究資金の運営・管理に当たっては、関係法令及び学内規程等を遵守するとともに、競争的資金等の運営・管理に関する規程に基づき定める不正防止計画の達成に努めなければならない。
2. 教職員等は、研究資金が国、地方公共団体及び独立行政法人等からの補助金又は助成金によって手当て・維持されていることを深く認識し、公正かつ効果的な使用に努めるとともに、研究資金の使用に関し社会に対する説明責任を果たさなければならない。
3. 教職員等は、研究資金が多くの人々の期待と信頼の下に、社会から負託されたものであることを深く認識し、研究資金の不適切な使用や不正行為が生起しないよう適正な運営・管理に努めなければならない。
4. 教職員等は、研究資金の不正使用が、本学に対する社会からの信頼に深刻な影響を与えることを自覚し、自らの行動に責任を負い、高い倫理観をもって行動しなければならない。
5. 教職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究資金の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 教職員等は、研究資金の運営・管理に当たっては、取引業者への対応に細心の注意を払い、不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

7. 教職員等は、意識向上のため、コンプライアンス教育に関する研修会に参加し、研究資金の使用ルール及びそれに伴う責任や自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解するよう努めなければならない。